

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成 19 年 2 月 23 日

岩手県知事 増 田 寛 也

## 1 業務概要

- (1) 業務名 平成 19 年度岩手・青森県境不法投棄現場廃棄物掘削・選別業務
- (2) 業務場所 岩手県二戸市上斗米字小端地内
- (3) 業務内容
  - ア 掘削工（廃棄物） 37,435 m<sup>3</sup>
  - イ 掘削工（土砂） 15,376 m<sup>3</sup>
  - ウ 選別工 1 式
  - エ 汚染水処理工 1 式
- (4) 調達案件の仕様等 別途交付特記仕様書による
- (5) 工期 契約締結の日から平成 20 年 3 月 21 日まで
- (6) 入札方法 一般競争入札
- (7) 予定価格 506,200,000 円（税抜き）

## 2 入札参加資格

- (1) 2 者の構成員から成る任意に結成された特定共同企業体であること。
- (2) 特定共同企業体の各構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。
  - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
  - イ 政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後 2 年を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
  - ウ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定による許可を受けていること。
  - エ 法第 27 条の 23 第 2 項に規定する経営事項審査（平成 16 年 3 月 1 日以降に申請したものにあつては、総合評定値を取得しているものに限る。以下「経営事項審査」という。）を受けていること。
  - オ 平成 18 年度において岩手県が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成 18 年岩手県告示第 696 号）に定める土木一式工事に係る特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格があると認められる者であること。
  - カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（県土整備部長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
  - キ 一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日制定。以下「措置基準」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
  - ク 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合、申請日現在において措置を受けた日から 1 月を経過していること。  
また、申請日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告を受けていないこと。
  - ケ 1 に示した業務に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

- (3) 特定共同企業体の代表者となる構成員（以下「代表者」という。）は、次に掲げる要件を満たしていること。
- ア 平成9年4月1日以降に、元請として、埋立処分場又は不法投棄現場の廃棄物の撤去業務を行った実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した業務については、代表者として施工したものに限る。）。
  - イ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を1に示した業務に専任で配置できること。
    - (ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
    - (イ) 土木工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること
    - (ウ) 申請日前3ヶ月以上継続して雇用している者であること。
  - ウ 土木一式工事に係る経営事項審査の結果の総合評点又は総合評定値が1,200点以上であること。
- (4) 特定共同企業体の代表者以外の構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。
- 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を1に示した業務に専任で配置できること。
- ア 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
  - イ 土木工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
  - ウ 申請日前3ヶ月以上継続して雇用している者であること。
- (5) 特定共同企業体は、次に掲げる要件を満たしていること。
- ア 代表者は、構成員のうちで出資比率が大きい者であること。
  - イ 各構成員の出資比率は、30%以上であること。
- (6) 特定共同企業体の構成員は、当該特定共同企業体以外の特定共同企業体の構成員として本件入札に参加することはできないこと。

### 3 入札条項等を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号 028-6103 岩手県二戸市石切所字荷渡 52番地 岩手県環境生活部産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室再生・整備担当（二戸地方振興局保健福祉環境部内） 電話番号 0195-23-9206（内線 237）
- (2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法 平成19年2月23日(金)から同年3月19日(月)までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで(1)の場所で交付（詳細設計図書は、貸与とすること。）
- (3) 申請書及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）並びに特定県営建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書及び特定共同企業体協定書の写しの提出期間、提出場所及び提出方法 平成19年3月9日(金)午後5時までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで(1)の場所に持参の上、1部を提出すること。
- (4) 郵便による入札書の受領期限及び受領場所 平成19年3月19日(月)午後5時までに(1)の場所に到達するように郵送すること。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所 平成19年3月20日(火) 午前10時 岩手県二戸市石切所字荷渡 52番地 二戸地区合同庁舎4階入札室

### 4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 免除する。
  - イ 契約保証金 納付すること。ただし、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第113条第1項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、会計規則第112条第1号又は第2号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (3) 工事費内訳書 入札参加者は、数量、単価及び金額を明らかにした工事費内訳書（様式任意）を入札時に提出すること。

なお、提出された工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札又は契約上の権利義務を生じるものではないこと。

(4) 入札の無効

2に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

会計規則第 100 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(8) 調達手続の停止 平成 19 年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件調達手続について停止の措置を行うことがある

(9) その他 詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Subject matter of the contract : To Remove of the Specially Controlled Industrial Waste dumped illegally, at Ninohe City

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5:00 P.M. 9 March 2007

(3) The date and time for the submission of tender : 10:00 A .M. 20 March 2007 (By mail , tenders must be submitted by : 5:00 P.M. 19 March 2007)

(4) Contact point for : Special Office for the Urgent Control of the Illegal Dumping of Industrial Waste , Department of Environment and Residential Life , Iwate Prefectural Government , 52 Niwatari , Ishikiridokoro , Ninohe-shi , Iwate 028-6103 , JAPAN TEL 0195-23-9206